

### 施策名【少子化対策・母子保健】

章	節	施策	主要施策	事務事業コード	事業数	事務事業	管理方法	補助金	補助金等名称	課	係	備考
4.豊かな暮らしを育む健康長寿のまちづくり	3.安心できる出産、子育て環境の整備	1.少子化対策・母子保健	(1) 結婚・妊娠の環境整備	4311-1	1	コウノトリ支援事業	通常	1	コウノトリ支援事業補助金	健康づくり推進課	健康増進係	
			(2) 出産・育児の環境整備	4312-1	2	母子保健事業	通常	2	妊婦一般健康診査県外受診費用補助金	健康づくり推進課	健康増進係	
								3	産婦健康診査県外受診費用補助金	健康づくり推進課	健康増進係	
				4312-2	3	プレママ医療給付事業	通常			国保医療課	医療給付係	
				4312-3	4	臼田妊婦の健康保持増進事業	通常			臼田支所	健康づくり推進係	
				4312-4	5	臼田産婦及び乳幼児の健康保持増進事業	通常			臼田支所	健康づくり推進係	
				4312-5	6	浅科妊婦の健康保持増進事業	通常			浅科支所	健康づくり推進係	
				4312-6	7	浅科産婦及び乳幼児の健康増進事業	通常			浅科支所	健康づくり推進係	
				4312-7	8	望月妊婦の健康保持増進事業	通常			望月支所	健康づくり推進係	
	4312-8	9	望月産婦及び乳幼児の健康増進事業	通常			望月支所	健康づくり推進係				

## 令和5年度 補助金等評価シート

### 1 基本情報

補助金等名称	コウノトリ支援事業補助金		
事務事業名称	保健対策事業	事務事業コード	4311-1
所管	市民健康	部 健康づくり推進	課 健康増進 係

### 2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市コウノトリ支援事業実施要綱		法令種別	要綱
始期	平成 17 年度 (経過年数 18 年)	終期設定	(有)・無	終期 令和 6 年度
目的	不妊や不育症に悩んでいる夫婦が、治療に対する経済的支援を受けることができる			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	保険診療適用外の人工授精・体外受精・顕微授精の費用、保険診療適用外の不育症治療に要した費用および男性の不妊治療費用の合計額の1/2の額(上限30万円)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人			
名称(個人は除く)		-		
指標設定	設定の考え方	補助を受け、不妊・不育症治療に取り組む人数	目標値	100
	指標が数値でない場合の評価方法	-		

### 3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
交付件数	136 件	137 件		
決算額(予算額)	21,956,836 円	22,707,000 円	26,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	円	
	一般財源	21,956,836 円	22,707,000 円	26,000,000 円
指標	目標値 (単位)	150 人	150 人	100 人
	実績値 (単位)	136 人	137 人	
	達成率	90.7 %	91.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

### 4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・交付件数が増加しており、行政目的を達成するための手段として妥当性がある。 ・出生者数の増加に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

### 5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・令和4年4月から不妊治療に対して医療保険が適用されたが、年齢や回数、医療技術に要件があるため適用から外れた方に対して、当面の間、現行どおり継続する。 ・気軽に相談、申請できるよう、引き続き窓口体制等の充実を図っていく。

## 佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

## 令和5年度 補助金等評価シート

### 1 基本情報

補助金等名称	妊婦一般健康診査県外受診費用補助金		
事務事業名称	母子保健事業	事務事業コード	4312-1
所管	市民健康	部 健康づくり推進	課 健康増進 係

### 2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	サービス格差是正補助金	
根拠法令等名称	佐久市妊婦一般健康診査県外受診助成金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 27 年度 (経過年数 8 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	妊婦健診を受診する妊婦の経済的負担の軽減			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	長野県市町村自治振興組合を代表として、長野県医師会と締結している委託契約における健康診査料相当額を補助する。			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人			
名称(個人は除く)				
指標設定	設定の考え方	妊婦健診を県外で受診した方の人数	目標値	50
	指標が数値でない場合の評価方法			

### 3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
交付件数	375 件	293 件		
決算額(予算額)	1,616,492 円	1,207,110 円	2,000,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	円	円	
	一般財源	1,616,492 円	1,207,110 円	2,000,000 円
指標	目標値 (単位)	50 人	50 人	50 人
	実績値 (単位)	47 人	38 人	
	達成率	94.0 %	76.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

### 4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	・県内医療機関での受診者との費用負担における格差是正のために必要である。 ・県外での妊婦健診の受診に対して補助を行うことで、安心・安全な出産や経済的負担の軽減などに寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

### 5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	行政目的を達成するための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。

佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

- ⑤安全な出産のためには妊婦健診の定期受診が必要であるため、終期は定めていないが、終期を具体的に設定し、おおむね5年ごと成果を検証し、継続について検討する。  
 ⑧補助額は、県内医療機関受診者との均衡を図るため、長野県医師会の健診料金相当としており、経費の2分の1を超えることはやむを得ない。

## 令和5年度 補助金等評価シート

### 1 基本情報

補助金等名称	産婦健康診査県外受診費用補助金		
事務事業名称	母子保健事業	事務事業コード	4312-1
所管	市民健康	部 健康づくり推進	課 健康増進 係

### 2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乘せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久市産婦健康診査事業県外受診助成金交付要綱		法令種別	要綱
始期	平成 31 年度 (経過年数 4 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	産婦健診を受診する産婦の経済的負担の軽減			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	長野県市町村自治振興組合を代表として、長野県医師会と締結している委託契約における健康診査料相当額を補助する。			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input type="checkbox"/> 不特定団体 <input checked="" type="checkbox"/> 個人			
指標設定	設定の考え方	産婦健診を県外で受診した方の人数		目標値 50
	指標が数値でない場合の評価方法	-		

### 3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
交付件数	51 件	48 件		
決算額(予算額)	218,000 円	218,430 円	500,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	109,000 円	109,215 円	250,000 円
	一般財源	109,000 円	109,215 円	250,000 円
指標	目標値 (単位)	50 人	50 人	50 人
	実績値 (単位)	36 人	30 人	
	達成率	72.0 %	60.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

### 4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	県内医療機関での受診者との費用負担における格差是正のために必要である。産婦健診は、産婦の身体の回復状況だけでなく、精神状況についても確認ができ、医療機関からの連絡箋により次の支援につなげることができている。
	有効性	○		

### 5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>産後うつ予防や新生児への虐待予防、また産後の母子に対する支援強化等に寄与しており、行政目的達成のための施策の1つとして一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。</li> <li>国県等連携補助金のため終期設定は行わないが、国の制度改正にあわせて見直しを行う。</li> </ul>

## 佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	—
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	○
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	—
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	—
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	—

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

--